

計画等の案の概要

名称	太田川圏域流域水循環計画		
公表するもの	太田川圏域流域水循環計画(案) (骨子)		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合は その募集期間	令和7年12月10日(水)～令和8年1月5日(月)
担当課等名	くらし・環境部環境局水資源課水資源班 電話番号 054-221-2289		
総合計画における位置づけ	4-3 「命の水」と自然環境の保全 (1) 豊かな社会を支える「命の水」等の保全		
審議会等の名称	静岡県環境審議会 水循環保全部会		
1 趣旨	<p>自然環境と関わり合いながら、生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた水の循環を保全するため、流域に関わるさまざまな立場の人々が地域の水循環のあり方を考え、総合的かつ一体的に取り組むことが必要です。</p> <p>太田川圏域（袋井市、森町、磐田市の一部及び掛川市の一部）において水循環の維持または回復に関する施策の効果的な推進を図るため、国の水循環基本計画及び静岡県水循環保全条例に基づき、令和8年3月に、「太田川圏域流域水循環計画」を策定予定です。</p> <p>このたび、計画案の骨子がまとまりましたので、県民の皆様の御意見を募集します。</p>		
2 骨子	<p>(1) 計画の位置付け</p> <p>太田川圏域流域水循環計画は、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、各々の主体が、圏域の理念や将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施することをねらいとした計画です。</p> <p>(2) 計画の理念</p> <p>生活と豊かな自然が共存する太田川圏域を守る ～地域の貴重な水資源を将来世代に継承するために～</p> <p>(3) 計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章 流域水循環計画とは 第2章 太田川圏域の概要 第3章 太田川圏域の現状と課題 第4章 太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿 第5章 健全な水循環の維持又は回復に関する目標 第6章 目標を達成するために実施する施策 第7章 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標 第8章 流域水循環計画の推進 <p>(4) 計画の期間</p> <p>2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間</p> <p>(5) 計画の推進と進捗管理</p> <p>「太田川圏域流域水循環協議会」が中心となり、関係機関と連携して取組の推進を図る。</p>		